

平成23年度第3回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成23年12月7日（水）総務省第2会議室
メンバー（敬称略）	座長 北大路 信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 メンバー 有川 博 日本大学総合科学研究所教授 メンバー 清水 涼子 関西大学会計専門職大学院教授 メンバー 高橋 伸子 生活経済ジャーナリスト メンバー 園田 智昭 慶應義塾大学商学部教授
審議対象期間	平成23年4月1日～平成23年6月30日
抽出案件	5件（対象案件907件）
審議案件	5件
メンバーからの質問・意見に対する回答	以下のとおり

【抽出事案1】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成23年度通信衛星を介したネットワークの利用

契約相手方：（財）自治体衛星通信機構

契約金額：17,007,375円（落札率100.00%）

契約締結日：平成23年4月1日

競争参加業者：－

意見・質問	回答
どのような役務か	主として災害時等において、地方公共団体や関係機関と衛星通信を使った大容量の情報のやりとりを行うもの。
1者入札に関して、どう分析しているか。	本事業の実施は、管制局等の用意などの莫大な初期投資が必要となるほか、消防庁だけでなく全国の都道府県等との個別対応のために人員の確保が必要になること、市場規模が小さいこと等により、民間企業の参入は困難であると思われる。
落札率100%に関して、どう分析しているか。また、予定価格はどのように算定したか。	（予定価格等について説明）
仕様書を取りに来た事業者数や入札説明会への参加事業者数、意見招請や質問書の提出などの状況はどうだったか。	仕様書を取りに来た事業者や入札説明会への参加事業者は自治体衛星通信機構のみである。 金額的に意見招請は不要な案件であるため意見招請は行っておらず、質問書の提出も無いものである。

<p>競争性を確保するためにどのような努力を行ったか。また、今回の結果を受けてどのように改善していこうと考えているか。</p>	<p>WTO案件でもあり、官報公示など行っているが、特段、事業者からの相談はない。 次年度以降は、公募を活用した契約を行う予定。</p>
<p>利用料の単価が決まっているということだが、単価を下げる努力はしているのか。</p>	<p>一般の顧客として、少しでも安価となるよう交渉は常に行っているところであるが、金額の下がるどころまでには至っていない。</p>
<p>公募を活用するのが次年度以降ということだが、なぜ今この時期に移行するのか。</p>	<p>消防庁では、平成21年度から23年度にかけて、適切な仕様を設定し、適切な手続を守った上での一般競争入札の実施を強く進めてきたが、総務本省の事情などを聞き、公募の活用が適正さで劣るものではないと判断し、今回導入に踏み切ったところ。</p>

【抽出事案 2】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成 22 年国勢調査 調査関係書類の審査事務等に係る労働者派遣業務 一式

契約相手方：株式会社キャリア

契約金額：5,983,992 円（落札率 100.0%）

契約締結日：平成 23 年 4 月 1 日

競争参加業者：13 者

意見・質問	回答
<p>要求業務内容、発注仕様</p>	<p>1 平成 22 年国勢調査 調査関係書類の審査事務等に係る文書作成等の補助業務</p> <p>2 書類の複写、整理業務</p> <p>3 文字入力業務</p> <p>上記 1～3 の業務を行うために仕様書上で派遣労働者に求める技能等</p> <p>ア Microsoft Office（主に Excel ,Word 及び Outlook）の基本的な操作（入力、表計算・作成、印刷等）が可能なこと。</p> <p>イ 1 分間に漢字 30 文字程度入力できること。</p> <p>ウ 機密保持に関する誓約書の提出</p>
<p>予定価格の算定の仕方、高落札率（100%）に関する分析</p>	<p>（予定価格等について説明）</p>
<p>他 12 者の入札価格、業者情報</p>	<p>（他 12 者の業者名及び入札価格を説明）</p>
<p>統計局におけるこれまでの同一業務の契約実績（契約方法、入札参加者数、予定価格、落札率）</p>	<p>（同一業務の契約実績 9 件について説明）</p>
<p>低入札調査の対象にはならないのか。</p>	<p>1,000 万円以下のため、適用の対象にならない</p>
<p>落札者の資格等級が C とのことだが、この資格等級に問題はないのか。</p>	<p>入札参加者を増やし競争を促す観点から、直近上位、直近下位までを参加可能としており、今回の案件は B に該当するため、A から C が参加可能となっている。</p>
<p>予定価格として採用した見積額は低すぎるように思える。統計局で独自に算出した額を採用した方が良かったのではないかと考える。</p>	<p>次回以降、今回のご意見も参考に対応していきたい。</p>

【抽出事案3】（一般競争入札・最低価格落札方式）

平成24年経済センサスー活動調査 調査票等の印刷、封入、梱包及び発送業務Ⅰ一式

契約相手方：トッパン・フォームズ株式会社

契約金額：377,475,000円（落札率99.9%）

契約締結日：平成23年4月4日

競争参加業者：4者

意見・質問	回答
『総価＋単価契約』となっているが、どのように最低価格を決めるのか	<p>最低価格を決めるに当たっては、仕様書上で定められている製造予定数量に基づく単価契約分の価格と固定費である総価契約分の価格を合算した金額としている。</p> <p>経済センサス調査票は、記入者負担の軽減及び調査票の誤配送、配布漏れを極力減らすために、調査票には直近まで整備した企業名及び所在地情報を印刷して調査員により配布することとしている。</p> <p>この直近の企業情報は、調達時（平成23年1月末）に確定していないことから、調査票の印刷数量は予定数量として単価契約分としている。</p> <p>一方、企業名称等を調査票に印刷する際は、印字プログラムにより複雑な調査票様式を制御印刷することから、調査票印刷枚数の増減により変化しない固定費（プログラム開発費）として総価契約分としている。</p>
「平成24年経済センサスー活動調査 調査票等の印刷、封入、梱包及び発送業務Ⅱ一式」（以下「関連契約」という。）と契約を分割した理由	<p>本業務は、意見招請の対象となる80万SDRを超える調達規模であることから、政府調達手続きに基づき、意見招請を行った。</p> <p>その結果、提出された意見において、要求する調達数量及び製造期間は、一者による履行が困難であることが判明した。</p> <p>内部で検討した結果、調査実施日の日程により、製造期間の延長ができないことから、小ロットである積雪地域を有する県及び東日本の県（当該案件、全体の約55%）とそれ以外の西日本の県（全体の約45%）に分割して調達を行うこととした。</p>
本件と関連契約を応札した業者（各4者、3	（応札した業者の入札金額を説明。ただし、予定

者) の提示した単価及び総価の一覧	総価による入札のため、落札者以外の単価については、不明。)
過去5年間の落札業者単価及び総価一覧	当該業務は、対象客体(企業)の企業名称等の情報を調査票に印字し、且つ、対象客体(企業)ごとに異なる調査票枚数を封筒に封入し、地方自治体まで発送を行う仕様内容となっており、同類の契約実績はない。
落札率が高い理由	再度入札(2回)を行っていることが直接の高落札率の一因になっていると考えられる。
関連契約に本件の落札者が参加していない理由は。	本件の開札日が4月4日であり、関連契約の入札参加申込み期限が4月の4日の17時となっており、本件の開札結果を見て、関連契約の方は物量的に履行が不可能との判断により参加しなかったところ。
意見招請において、複数発注の意見を提出したのは何者か。	入札に参加したのは結果的に4者であるが、意見を述べた者は5者であり、全者が複数発注との意見を提出している。
予定価格の算定にあたり、プログラム開発費を見込む必要はあったのか。	本件、バリアブル印刷と呼ばれる方式については統計局として初めて行った内容でもあり、今回に関しては、内部での検討の結果、見込むこととした。 次回以降についてはプログラムの開発費用は見込まなくてよい状況になっているかもしれない。
本件の予定価格と関連契約の予定価格の割合を見ると、55対45というボリューム比と比べ、本件の方の価格が高いが、この理由は。	本件の方は、関連契約の方には含まれていない、予備で渡す調査票、事業所名簿等の印刷が含まれており、業務内容が異なっているため。

【抽出事案4】（一般競争入札・最低価格落札方式）

電話交換業務の請負

契約相手方：(株) オーエンス

契約金額：77,175,000円（落札率99.7%）

契約締結日：平成23年4月1日

競争参加業者：2者

意見・質問	回答
金額の妥当性（電話交換業務でなぜ77百万円もかかるのか）	<p>・本件契約は毎年行われる入札事務手続き等の事務軽減などを目的とし、平成23年度から25年度までの3年間の業務を一括して契約している（1年あたり25,727千円）。</p> <p>・本件は消防庁を含めた総務省への問い合わせ等に関する電話が対象であり、着信電話の積滞を防ぐため電話交換手は最大5名としている。</p>
アウトソース以外に、派遣・パートなどの代替案の検討は行ったか	<p>総務省代表番号は、行政組織、公務員制度、地方行財政、選挙、消防防災、情報通信、郵政事業など、国民生活の基盤に広く関わる行政機能を担う省としての他、当省所管行政以外の行政（地方自治事務も含む）に対する苦情など、様々な内容の電話が着信する。</p> <p>電話交換業務を円滑に行うためには、電話交換手総員の所管業務に対する理解度を一定レベルに保つ必要があり、電話交換手個々の研鑽に止まることなく、統一かつ組織的な対応が求められるところである。</p> <p>しかし、派遣・パートなどの形態とした場合、当省所管業務等に対する理解・習熟のための教育を当省側で行う必要が生じる他、パートについては、総務省と各々直接雇用契約を締結する必要が生じるなど、業務負担が増加することとなるため、請負契約を行うこととした。</p>
業務量はどの程度か	<p>総務省代表番号への着信実績は次のとおり。</p> <p>21年度：約19万件（1日当たり約790件）</p> <p>22年度：約16万件（1日当たり約660件）</p>
人手は足りているのか、今後もこの人数のままでの対応か	交換手からは、質的にも非常に苦勞していると聞いている。しかし、予算上の制約や3カ年契約の締結

	があるため、25年度までは現体制を維持せざるを得ないと思料。
不通の件数はどの程度か、また、不通に対する苦情はあるか	不通件数は、性能上把握不能。なお、つながりづら いといった苦情は今のところない
最低価格落札方式により請負者の選定を行っているが、質的評価は行わないのか	仕様書で、条件を付加。主な条件は、我が方が求める目的を達成できるような教育を実施できること、TOEICのスコアが650点以上の者を置くことといったもの。

【抽出事案5】（一般競争入札・総合評価落札方式）

国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究の請負

契約相手方：(株)電通

契約金額：88,725,000 円（落札率 97.3%）

契約締結日：平成 23 年 6 月 30 日

競争参加業者：3 者

意見・質問	回答
<p>総合評価落札方式における提案書の提出、提案書の評価、入札、参考見積書の徴取、予定価格の算定、契約の相手方の決定という各手続きに関して、これらの時系列的な手順如何（本件に限らず、本方式の一般論として。以下同じ）</p>	<p>①入札公告（総務省掲示板またはホームページ）            ②入札説明会の実施            ③入札（応札者は技術提案書及び入札書を提出）            ④技術審査（調達課で実施）            ⑤開札（入札価格より算出した価格点と、技術審査により採点された技術点との合計の総合評価点により落札者を決定）            ⑥契約締結            ⑦入札結果の公表（入札者、落札額、総合評価点等）</p>
<p>提案書の評価基準（根拠法令ないし規程）如何</p>	<p>「調査の業務委託に関する入札に係る総合評価落札方式について」(平成 18 年 7 月 27 日 財計第 1953 号) 等を参考に調達原課において設定</p>
<p>提案書の評価者の選定基準（根拠法令ないし規程）如何</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部マニュアルにおいて「提案書の審査にあたっては、調達担当係以外の職員を含めた複数の者により行うなど特に評価（採点）が恣意的にならないよう透明性及び公平性の確保に十分留意する必要がある。」とする。</li> <li>・本件事例においては、提案書の評価者に外部有識者を依頼</li> </ul>
<p>評価結果の開示基準（根拠法令ないし規程）如何</p>	<p>「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド」（平成 14 年 7 月 12 日 調達関係省庁申合せ）において、落札結果（落札者と入札者それぞれの商号又は名称、入札価格及び性能等の得点）等を公表するとしていることから、情報システムの調達に限定することなく総合評価落札方式による調達については、電子入札システムの落札結果等を公表する際に合わせて公表。</p>
<p>参考見積書の徴取者</p>	<p>契約担当官等（支出負担行為担当官）</p>
<p>予定価格の算定の仕方</p>	<p>（予定価格の算定について説明）</p>



<p>参考見積書の徴収基準（根拠法令ないし規程）及び予定価格の算定の仕方の根拠法令ないし規程如何</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格の算定の根拠法令等については、予算決算及び会計令第79条で作成することとされ、同令第80条において予定価格の決定方法が定められており、同条第2項において予定価格の作成にあたっては「取引の実例価格、受給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされていることから、適正な予定価格を定めるため参考見積書を徴取している。</li> <li>・なお、参考見積書の徴取基準及び予定価格の算定の仕方を定めた規程等はない。</li> </ul>
<p>参考見積書の徴収対象者及び徴収時期</p>	<p>入札予定者全員から、入札（技術提案書及び入札書の提出）時に徴収</p>
<p>予定価格の算定時における技術審査結果の影響度合如何</p>	<p>技術審査結果を考慮せずに算定</p>
<p>総合評価（価格点と提案書の評価点を統合する計算式）の基準（根拠法令ないし規程）如何</p>	<p>「調査の業務委託に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成18年7月27日 財計第1953号）に規定</p>